

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	健康医療部 衛生検査課
------	-------------

実施事案名	令和8年度松山市食品衛生監視指導計画(案)
政策等を策定する趣旨、目的及び背景	<p>食品衛生法の規定に基づき、保健所を設置する市等は、毎年度、翌年度の食品衛生に関する監視指導の実施に関する「食品衛生監視指導計画」を定めることとされています。</p> <p>この計画は、市内食品等事業者の施設の設置状況、食品衛生上の危害の発生状況、その他の地域の実情を勘案して定めるものとされており、この計画により保健所設置市等が監視指導等を実施することで、食中毒など飲食に起因する健康被害の未然防止と衛生管理の向上が図られ、市民の健康保護と安心できる食生活に寄与します。</p> <p>令和3年6月1日から、食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年6月13日公布)の完全施行に伴い、原則全ての食品等事業者には、「HACCPに沿った衛生管理」が義務化となりました。令和8年6月末をもって改正食品衛生法の完全施行から5年が経過し、HACCPに沿った衛生管理の実施の必要性については、おおむね全ての営業施設等に対して周知が完了します。引き続き、食品等事業者の状況や取扱食品ごとの特性を踏まえつつ、営業施設に合わせて運用されているか確認するほか、営業許可制度の再編、営業届出制度の創設、食品の自主回収報告制度が開始される等、食品衛生を取り巻く制度の変遷は目まぐるしく、食品等事業者に対して一層の情報発信、制度移行に係る支援等を継続して行っていく必要があります。また、ここ数年、市内への観光客は増加傾向で、宿泊客の増加や食品を取り扱うイベント等の開催が見込まれることから、旅館・ホテル等の監視指導を強化することに加え、事前啓発活動等も積極的に行います。</p> <p>令和8年度の計画は、これらの内容を踏まえて策定します。</p>
策定根拠となる法令等	食品衛生法(昭和22年法律第233号)第24条第1項 食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令(平成21年内閣府/厚生労働省/令第7号) 食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針(平成15年厚生労働省告示第301号)
政策等の案の関係資料	

★意見提出期間が30日未満となった理由

--

実施結果の公表予定日	令和8年3月27日(金)
------------	--------------